

保医発第0709006号
平成16年7月9日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省保険局医療課長



タミフルカプセル75の取扱いについて

標記について、本日付けで別添のとおり各地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県老人医療主管部(局)老人医療主管課(部)長あて通知したので関係者に対して周知徹底を図られますようお願いいたします。



保医発第0709004号
平成16年7月9日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

タミフルカプセル75の取扱いについて

「リン酸オセルタミビル製剤(販売名:タミフルカプセル75)」については、平成13年2月2日付保医発第29号により取扱ってきたところであり、平成16年7月9日に薬事法に基づき、下記1のように承認事項の一部変更承認がなされ、A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の予防に係る効能・効果及び用法・用量の追加が行われたところである。本製剤の保険適用上の取扱いは、下記2のとおりであるので、関係者に対し周知徹底を図られたく通知する。

記

1 効能・効果及び用法・用量

(1) 効能・効果

A型又はB型インフルエンザウイルス感染症及びその予防

(2) 用法・用量

ア 治療に用いる場合

通常、成人及び体重37.5kg以上の小児にはオセルタミビルとして1回75mgを1日2回、5日間経口投与する。

イ 予防に用いる場合

通常、成人及び13歳以上の小児にはオセルタミビルとして1回75mgを1日1回、7～10日間経口投与する。

2 保険適用上の取扱い

(1) 本製剤については、抗ウイルス薬の投与がA型又はB型インフルエン

ザウウイルス感染症の全ての患者に対しては必須ではないことを踏まえ、患者の状態を十分観察し、本剤の使用の必要性を慎重に検討した上で、A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の発症後の治療を目的として使用した場合に限り算定できるものであること。

- (2) 本製剤の治療に用いる場合の用法・用量は上記1(2)アのとおりであり、使用に当たっては十分留意すること。
- (3) 本製剤の使用上の注意に、「A型又はB型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。」及び「治療に用いる場合には、インフルエンザ様症状の発現から2日以内に投与を開始すること（症状発現から48時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない）。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。